

## 平成31年度栗駒山火山防災協議会第1回幹事会 会議録

※ 各発言については、適宜要約して記載しているもの。

### ■ 日時等

- 日 時 : 平成31年4月23日(火)15時30分～16時30分
- 場 所 : 盛岡地域交流センター マリオス18階188会議室
- 出席者 : 別紙「出席者名簿」のとおり
- 次 第
  - 1 開会
  - 2 挨拶
  - 3 議事
    - (1) 報告  
第60回岩手県の火山活動に関する検討会開催結果
    - (2) 協議  
栗駒山登山道の安全対策について
  - 4 その他
  - 5 閉会

### ■ 概要

#### ※ 出席状況報告〈事務局（千葉 防災危機管理担当課長）〉

- ・ 本日の出席状況は、代理を含め60名中42名の幹事に出席いただいている。
- ・ 栗駒山火山防災協議会規約第5条第1項の定足数を満たし、会議は成立していることを報告する。

#### 3 議事

##### (1) 報告〈進行：佐々木幹事長（総合防災室長）〉

【第60回岩手県の火山活動に関する検討会開催結果（4/17開催）について】

##### 〈佐々木 幹事長〉

- ・ 検討会における評価結果等について報告をお願いする。

##### 〈齋藤 委員（岩手大学名誉教授、検討会座長）〉

- ・ 「岩手県の火山活動に関する検討会」は1998年の岩手山噴火危機対応の際に設置され、以降、岩手県内に所在する常時観測火山の火山活動について有識者の立場から行政に助言を行ってきた。
- ・ 栗駒山の昭和湖付近に火山ガス（硫化水素ガス）が噴出していることは、以前から知られていたことであるが、平成30年8月に火山ガス濃度の値が高い状況にあることが判明し、登山道を管理する県自然保護課は、一関市と協議の上、昭和湖付近の立入制限ロープ及びベンチを2～3m昭和湖から離す方向に移設する等の暫定的な措置を講じた。
- ・ 今般、県自然保護課では、5月の山開きに向け、人命第一という考えのもと、登山道の立入制限を含めた安全対策を検討しており、規制を行うためには科学的な根拠が必要であることから、検討会にて火山ガスの学術的な評価を行ったものである。
- ・ なお、検討会の委員である野上東京工業大学教授は、草津白根山において火山ガスに対する実

務的な対応を検討する等、国内に数少ない火山ガスの専門家のひとりである。17日の会議にも出席いただいている。

- ・ 当該事案についての検討会としての評価結果及び協議会に対する助言は次のとおりである。
  - ① 栗駒山の昭和湖付近の火山ガスについて、瞬間的に濃度の高い状態が発生する状況が今後も継続する可能性が高く、火山ガスの濃度が高いエリアに人が立ち入らないよう、何らかの規制が必要である。
  - ② 規制を行う場合は、規制の継続や解除の判断を含め、将来的にどのような対応を行う必要があるのかを検討するため、火山ガス濃度の常時観測が必要である。
  - ③ また、経済的な影響（観光面等）も想定されることから、関係機関との連携を密にして適切な情報発信を行う必要がある。
- ・ また、検討会から協議会に対し、次のような提案を行いたい。
  - 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき設置した「栗駒山火山防災協議会」に、火山ガス等の評価を行う専門部会を設置し、法定協議会の枠組の中で学術的な評価を行い、協議会の対応に反映させることとしてはどうか。

#### 〈佐々木 幹事長〉

- ・ ただいまの報告に対し、質問がある委員は発言をお願いします。

#### 〈浜口 委員（東北大学名誉教授）〉

- ・ 昨年度末に開催した「栗駒山火山防災協議会」（3月14日開催）にて、県自然保護課から登山道の安全対策案についての紹介があったが、その後、本日の幹事会開催までの「動き」を端的に説明いただきたい。

⇒ 昨年度末の協議会においては、登山道の安全対策案の紹介を行ったところであるが、実際の実施に当たっては、関係者（協議会委員）による意思統一が必要であることから、本日、急遽、幹事会を開催し協議を行うものである。

なお、具体的な対応策の案の中には登山道の立入制限等、規制を行う内容も含まれており、同規制を行うためには科学的な根拠が必要であり、本日の協議会の開催前に検討会を開催し、火山ガスについて有識者による学術的な評価を行ったところである。（佐々木 幹事長）

#### 〈藤倉 委員（一関市観光物産課）〉

- ・ 人命第一の対応を検討いただいていることに感謝申し上げます。
- ・ 県立大学の伊藤教授による観測機器は、昭和湖及び地獄谷に1基ずつのようであるが、1基の測定データのみで判断してもよいものなのか。

⇒ 測定機器1基の観測データではあるものの、高濃度の値を示していることから、この状況を放置することはできないというのが有識者による判断・評価結果である。（齋藤 委員）

#### 〈浜口 委員〉

- ・ 火山ガスの噴出場所は特定されているのか。

⇒ ① 火山ガスの噴出場所は特定されており、これを踏まえて観測機器を設置した。（伊藤 委員）

- ② 火山ガスの噴出場所は特定されており、場所は、昭和湖北東側湖岸及び3mの陸域である。そのすぐわきに登山道がある。なお、湖底からも、わずかではあるが火山ガスが噴出しているが、その量は圧倒的に少ない。(土井 委員 (岩手大学客員教授))

(2) 協議 〈進行：佐々木幹事長〉

【栗駒山登山道の安全対策について】

〈佐々木 幹事長〉

- ・ 続いて協議に入る。登山道の安全対策案について説明をお願いする。

〈谷藤 委員 (自然保護課総括課長)〉

- ・ 検討会における火山ガスの学術的な評価結果を踏まえ、次の対策案を提案する。
  - ① 昭和湖を通過する登山道を終日通行止めとすることとし、当分の間、地獄谷・昭和湖を通行しない産沼コースを迂回ルートとすること。
  - ② 山開き前に昭和湖を通過する登山道の入り口にバリケードなど進入禁止措置を講ずるとともに、迂回ルートと併せ、登山者及び観光関係者等への周知を行うこと。
  - ③ 産沼コースについて、平成31年4月以降の雪融け状況を見ながら刈り払いや標識など安全対策を行うこと。
  - ④ 昭和湖を通る登山道の通行規制の継続または解除の判断を行う上で、火山ガス濃度の継続的な観測が必要であることから、今後、栗駒山火山ガスの知見を有する岩手県立大学と連携して、登山道にかかる観測体制を構築し、継続的な観測を実施すること。

〈佐々木 幹事長〉

- ・ ただいまの提案に質問等があったらお願いします。  
⇒ 異議なし (出席者全員)
- ・ 協議会として、県自然保護課から提案された「登山道の安全対策案」を了承する。

〈佐々木 幹事長〉

- ・ 安全対策に関連する意見等があればお願いします。

〈浜口 委員〉

- ・ 東北の火山は長期的な視点で議論する必要がある、県立大学の伊藤教授に負担がかからないようにする必要がある。そもそも火山ガスの監視・観測は気象庁・気象台が行うべきものとする。

〈齋藤 委員〉

- ・ 今回の登山道の安全対策の一環として、火山ガスの常時観測を、県自然保護課と県立大学が連携して行うことになるが、火山ガスの監視・観測は本来は気象庁・気象台が行うものである。

〈土井 委員〉

- ・ 火山ガスの監視・観測は気象庁・気象台が行うものである。仙台管区気象台の見解を伺いたい。  
⇒ 気象庁では火山活動の評価を目的とした様々な監視・観測を行っているが、火山ガスの評価

については、居住地に影響がある場合のみ行うこととしており、これまで実施していない。環境省、県、地元市町村等が火山ガスの観測を行っているのが実態である。(樋渡 仙台管区 気象台火山防災官)

⇒ これまでの対応についてたずねているのではない。火山ガスの監視・観測は気象庁・気象台が行うものであり、今後の対応（火山ガスの監視・観測は気象庁・気象台が行うこと）を改めて検討するよう（良い方向となるよう）、強く要望する。(齋藤 委員)

#### 4 その他〈進行：佐々木 幹事長〉

##### 【火山ガス対策を検討する専門部会の設置について】

〈佐々木 幹事長〉

- ・ その他について事務局から説明をお願いします。

〈事務局（千葉 防災危機管理担当課長）〉

- ・ 今回は、栗駒山の火山ガスの状況を「岩手県の火山活動に関する検討会」にて学術的な評価を行い、当協議会へ助言をいただいた形となっているが、今後は、法に基づき設置した本協議会に、火山ガス等の評価を行う専門部会を設置し、法定協議会の枠組の中で学術的な検討を行い、協議会の対応に反映させていきたいと考えている。
- ・ 今後の手続としては、本日欠席の委員もいること等から、新たな部会設置に係る伺い等を書面により協議させていただくことを考えている。

#### 5 閉会〈進行：佐々木 幹事長〉

以上をもって、平成31年度栗駒山火山防災協議会第1回幹事会を閉会する。